



被拘禁者および囚人のケアにおける看護師の役割 Nurses' role in the care of detainees and prisoners

ICN の所信：

国際看護師協会（ICN）は 1948 年国際連合世界人権宣言、1949 年ジュネーブ条約および追加議定書、国連被拘禁者取扱のための基本原則¹を支持し、次のように主張する。

- 囚人と被拘禁者は、その法的地位に関わらず、医療を受け、人道的な取扱いを受ける権利がある。
- 拘禁中の治療とケアの拒否を含む、精神と身体の健康に有害な一切の尋問手続および行為は非難すべきである。
- ハンガーストライキ中の者を含む囚人と被拘禁者は、明確で十分な情報を得る権利および治療または診断に同意または拒否する権利、尊厳を保ち安らかに死を迎える権利を有する。
- 看護師は、特に、脆弱なグループとメンタルヘルスの問題や学習障害のある人々に対して、インフォームドコンセントと権利能力が確立されていることを確認する役割がある。

看護師の一義的な責任とは、看護ケアを必要とする人々にそれを提供することである²。被拘禁者と囚人を看護する際、看護師は人権と倫理原則および下記の事項を守ることが期待される。

- 虐待および不当な取扱いを知った看護師は、被拘禁者と囚人の権利を守るため適切な行動を取る。
- 刑務所医療施設に勤務する看護師は、刑務所の保安を目的とした拘束や身体検査等、看守の仕事を引き受けるものではない。
- 看護/保健研究は、倫理基準および被験者の尊重、その健康と権利の保護に基づいて行われるべきである。看護師は、囚人または被拘禁者のインフォームドコンセントが得られている場合のみ、囚人と被拘禁者に関する臨床研究に参加する。
- 看護師は、他の医療専門家および刑務所当局と協力し、混雑して不衛生な刑務所環境が HIV や肝炎や結核などの感染症の伝染に与える影響を減らし、そのケアと管理を改善する。
- 看護師は、看護に関する自己の知識と技術または個人に固有の健康情報を、被拘禁者と囚人の権利を侵害するような方法で用いない。
- 看護師は、尊厳や敬意、清潔な飲料水、適切な食料、その他の生活必需品の提供など、被拘禁者と囚人の安全で人道的な取扱いを擁護する。

ICN は、各国看護師協会（NNAs）と個々の看護師が、被拘禁者や囚人の擁護とケアに関連する、あるいは、拷問や残虐で非人道的、品位を傷つける取扱いへの関与を拒否した人々の擁護に関連する報復行為から守られるべきであると考える。

さらに NNAs は、被拘禁者や囚人のために働く看護師が極秘に助言や相談、支援を受けられるようにすべきである。

¹ 国連被拘禁者取扱のための基本原則、第 68 回通常総会、1990 年 12 月 14 日、国際連合

² 国際看護師協会、ICN 看護師の倫理綱領、ジュネーブ、ICN、2006 年

背景：

国連の『1948年世界人権宣言』は次のように宣言している：すべての人々は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生その他の地位による差別を受けることなくすべての権利と自由を享受することができ、何人も残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱いを受けることはない。

保健医療専門家の倫理的義務は『拷問その他の残虐で非人道的、あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰からの囚人および被拘禁者の保護における保健医療従事者の役割に関する医学倫理原則』³で取り上げられている。この原則やイスタンブール議定書⁴などの宣言には、保健医療専門家は囚人および被拘禁者の身体と精神の健康を保護する道徳的義務を有すると明記されている。

『ICN 看護師の倫理綱領』は、看護師には被拘禁者および囚人を含むあらゆる人々の健康を増進し、病気を予防し、健康を回復し、苦痛を軽減する基本的責任があると宣言している。刑務所で働く看護師は『囚人の処遇のための標準最低規則』⁵を遵守しなければならない。この規則によれば、囚人は差別を受けることなく医療の提供に与らなくてはならない。

1998年採択

2006年・2011年改訂

(1975年に採択された前 ICN 所信声明：「囚人および拘留者のケアにおける看護師の役割」を本文と差し替える)

関連 ICN 所信声明：

- 看護師と人権
- 児童の権利
- 戦争および紛争の兵器除去に向けて
- 拷問、死刑、および処刑への看護師の参加

³拷問その他の残虐で非人道的、あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰からの囚人および被拘禁者の保護における保健医療従事者（特に医師）の役割に関する医学倫理原則

<http://www2.ohchr.org/english/law/medicalethics.htm>

⁴拷問その他の残虐で非人道的、あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の実効的調査・記録に関するマニュアル(イスタンブール議定書)、1999年9月9日国連人権高等弁務官に提出。

⁵国連（1955年）、囚人の処遇のための最低基準規則および最低基準規則の実効的実施手続、国連により1955年に採択。

2012年（公・社）日本看護協会訳

- * 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、免許を有する看護職すべてを含むものとする。
- * ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(公・社) 日本看護協会が日本語訳を作成しました。許可の無い商業目的での使用を禁止します。